東京電力福島第一原子力発電所事故による農畜産物被害に対する補償に関する要請

政府は、今回の震災による東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故に対し、3月21日並びに23日に原子力災害特別措置法に基づく措置として、本県産原乳及ぶホウレンソウ等野菜の出荷・摂取制限を指示し、県は、本県産原乳及び50品目以上の野菜の出荷停止と摂取自粛を生産者と県民に要請したところです。

今回の大地震・大津波による被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質汚染による農畜産物の出荷制限は、米・野菜・くだもの、 牛肉などの出荷制限された以外の農畜産物についても、買い手がつかず返品される物や売買契約を破棄される、販売そのものを拒否されるなどの風評被害を及ぼしており、生産者は手塩にかけて育てたものを自らが廃棄処分するという、虚しい立場に追い込まれ、先行きの不透明さからくる不安とやり場のない怒りに包まれております。

今回の放射性物質による農畜産物汚染は、東京電力福島第一原子力発電所 事故に起因するもので、国の権限において出荷・摂取制限を指示している以 上、その被害に対する補償は、国が責任を持つべきであります。

ついては、国民の安全・安心の確保を図るとともに、我が国の農業・酪農・ 畜産を守り、生産者が希望をもって生産を続けることができるよう、次の事 項について国に対し強く要請いただきたい。

- 1. 農畜産物の出荷・摂取制限及び風評被害により被害を受けている生産者 並びに関連事業者に対し、速やかに補償条件を明示するとともに、今後 の再生産活動、事業活動に支障が生じないよう、十分な補償、支援とな るようにすること
- 2. 農畜産物の補償にあたっては、販売相当額を確実に補償すること
- 3. 出荷制限をするにあたっては、現在の県を単位とするのではなく、科学的根拠を基にした地域別の出荷制限とすること

- 4. 農畜産物の検査基準と範囲・方法を明確にし、放射性物質の測定、被ば く実態の把握、検査体制を強化するとともに、食の安全・安心を確保す るための情報公開を徹底し、迅速かつ正確な情報提供を行い、流通機関 や消費者の不安解消、風評被害の防止に努めること
- 5. 農業生産者はもとより、国民が安心して生活できるよう、大気測定、水 道水・河川などの水質検査、土壌検査を強化すること
- 6. 生産者の不安を解消するためにも、国として今後の米や野菜の作付けに 対する指針を早急に示すとともに、放射性物質の影響が残る農地に対し ては、作付しなくとも補償の対象とすること

平成23年3月24日

全国町村会長 藤 原 忠 彦 様

福島県町村会長 浅 和 定 次